

令和7年第1回臨時会

飯 島 町 議 会 会 議 録

令和7年1月21日 開会

令和7年1月21日 閉会

飯 島 町 議 会

令和7年第1回飯島町議会臨時会議事日程

令和7年1月21日午後1時30分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集挨拶

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1 号議案 飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 5 第 2 号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 6 第 3 号議案 令和6年度飯島町一般会計補正予算（第6号）

日程第 7 第 4 号議案 令和6年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

日程第 8 第 5 号議案 令和6年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第 9 第 6 号議案 令和6年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第10 第 7 号議案 令和6年度飯島町水道事業会計補正予算（第3号）

日程第11 第 8 号議案 令和6年度飯島町下水道事業会計補正予算（第3号）

日程第12 第 9 号議案 飯島町南田切地区町道南田切線道路改良工事建設工事変更請負契約の締結に係る専決処分の承認を求めることについて

日程第13 第10号議案 飯島町南田切地区町道南田切線その2道路改良工事建設工事変更請負契約の締結に係る専決処分の承認を求めることについて

1 町長挨拶

1 閉会宣言

○出席議員（１０名）

１番	伊藤 秀明	２番	坂井 活広
３番	折山 誠	４番	坂本 紀子
５番	宮脇 寛行	６番	浜田 稔
７番	三浦寿美子	９番	星野 晃伸
１１番	吉川 順平	１２番	久保島 巖

○欠席議員（２名）

８番	堀内 学	１０番	片桐 剛
----	------	-----	------

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯島町長 唐澤 隆	副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 大島 朋子 企画政策課長 座光寺満輝 住民税務課長 松村 和夫 健康福祉課長 林 潤 産業振興課長 堀越 康寛 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 久保田浩克 会 計 管 理 者 松澤 京子
飯島町教育委員会 教育長 片桐 健	教 育 次 長 斉藤 鈴彦

○本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	那須野一郎
議会事務局書記	松下 知冬

本会議開会

開 会	令和7年1月21日 午後1時30分
事務局長 議 長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼) 御着席ください。(一同着席) ただいまから令和7年第1回飯島町議会臨時会を開会いたします。 議員各位におかれましては、慎重な御審議をいただくとともに、円滑な議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。 これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりであります。 開会に当たり町長からご挨拶をいただきます。 〔唐澤町長登壇〕
町 長	臨時議会招集にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。 令和7年1月8日付、飯島町告示第1号をもって、令和7年第1回飯島町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、新年を迎えたばかりで大変ご多用中にもかかわらず御出席を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。 新年を迎え、寒さは厳しい季節となりました。昨日は24節気の大寒でありましたけれども、日中は暖かな日が続いているところでございます。千人塚城ヶ池も全面結氷していましたが、諏訪湖の御神渡りあたりは大変厳しいような状況でございます。 毎年のことでございますけれども、これから2月、3月は南岸低気圧によります降雪が心配されます。降雪に対する対策を念頭に置きながら、第一には雪による被害がないことを願うところでございます。 さて、国政状況でありますけれども、12月に令和6年度の補正予算が成立し、その柱として「日本経済、地方経済の成長」「物価高の克服」「国民の安心・安全の確保」の3本がうたわれています。これを受けまして、町では「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した経済対策として、給付金や支援事業を本日の補正予算案で計上させていただくところでございます。 また、今週24日には通常国会が召集される予定です。 2025年の予算案の議論がされるわけですが、今後の国における具体的な政策や考え方等動向や予算を注視しながら、町としてよりよい事業を実施できるように努力し、努めてまいりたいと思います。 さて、本臨時会にご提案いたします案件は、条例案件2件、先程申し上げました国の補正予算に対応する事業や喫緊の事業実施に伴う補正予算案件6件、専決処分に係る契約案件2件の、計10件でございます。 なにとぞ慎重なご審議をいただき、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げまして、議会臨時会招集のご挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。 〔唐澤町長降壇〕

議 長	日程第1 会議録署名議員の指名を行います。 本臨時会の会議録署名議員は会議規則第122条の規定により1番 伊藤秀明議員、2番 坂井活広議員を指名いたします。
議 長	日程第2 会期の決定についてを議題といたします。 本臨時会の会期につきましては、本日の議会運営委員会において協議をいただいております、議会運営委員長より会期は本日1日限りとすることが適当との協議結果の報告がありました。 お諮りいたします。 本臨時会の会期は議会運営委員長の報告のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。
議 長	日程第3 諸般の報告を行います。 議長から申し上げます。 はじめに令和6年12月定例会において議決された意見書の処理について報告いたします。資格確認書の継続と住民の不安解消に向けた取り組みを求める意見書、選択的夫婦別姓の早期導入を求める意見書、以上2件の意見書につきましては、令和6年12月19日に衆議院議長をはじめ関係機関へ送付いたしましたので、ご報告いたします。 次に例月出納検査の結果について報告いたします。 12月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はありません。 次に議員から欠席の通告がありましたので報告いたします。堀内議員、片桐議員より欠席する旨の通告がありましたので、これを許可いたしました。 次に本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。 以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第4 第1号議案 飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。 本案について提案理由の説明を求めます。 〔唐澤町長登壇〕
町 長	第1号議案飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。令和6年の人事院勧告に基づき、一般職の国家公務員の給与に関する法律が一部改正されたことに伴い、町の一般職の職員の給与について、国家公務員に準じた改正を行うものでございます。 内容は、期末手当及び勤勉手当について、それぞれ0.05月分引き上げ、期末手当は年2.5月分、勤勉手当は年2.1月分となるよう改正するものと、寒冷地手当の支給額につい

	て増額改定するものでございます。
	細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。
	〔唐澤町長降壇〕
総務課長	補足説明
議 長	これから質疑を行います。
	質疑はありませんか。
9 番	
星野議員	新卒にあたってだと思うんですが、高卒の場合が 1.28、大卒の場合が 130 という引き上げ方の話を聞いたんですが、この差別というのは何か、どういうことがあるのかをお聞きしたいと思います。
総務課長	給料表の改正につきましては、国の給料表を使っております。それで、こちらで金額を書いているわけではございませんので、給料表の中で高卒、大卒それぞれにあたる号俸のところで、前のところと比較をして、これだけのパーセントということになっております。なので、差別をつけているということではないというふうに思っていますが、国に準じた引き上げを行っております。
9 番	
星野議員	全部が国から来ているわけじゃなくて、町からも一応これは入れて試算しているものだと思うんですね。その際に、国には国の標準があると思うんですけれども、飯島町では新しく入ってくる人たちに高卒も大卒も関係ないよというような形をとっていた方がフェアではないかと思うんですが、いかがでしょうか。
副 町 長	今回の改正は、国家公務員法の改正に伴って改正をするものでございまして、これは職務給でございまして、高卒は高卒程度の仕事をということで、国で定めております。町もそれに従って大卒は大卒程度、高卒は高卒程度ということでお願いをしているところ、ずっと来ておりますので、それに準じて一般財源は入っておりますけれども、それはですね。交付税なんかで組まれた分、プラスアルファでいろいろなものの調整をするために入っているわけでございますので、程度につきましては、我々としてはそれに従ってやるというふうに差別をしているわけではございません。
議 長	ほかに。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	質疑なしと認めます。
	これで質疑を終わります。
	これから討論を行います。
	はじめに原案に反対討論はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	次に原案に賛成討論はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。

		これで討論を終わります。
		これから第1号議案 飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。
		お諮りいたします。
		本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、第1号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第5 第2号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例
		を議題といたします。
		本案について提案理由の説明を求めます。
		〔唐澤町長登壇〕
町	長	第2号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。令和6年人事院勧告に基づき、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴い、町の常勤の特別職及び議会議員の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げ、年3.45月分とするように改正するものでございます。
		細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。
		〔唐澤町長降壇〕
総務課長		補足説明
議	長	これから質疑を行います。
		質疑はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	質疑なしと認めます。
		これで質疑を終わります。
		これから討論を行います。
		はじめに反対討論はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	次に賛成討論はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	ほかに討論はありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。
		これで討論を終わります。
		これから第2号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。
		お諮りいたします。

議 長

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、第2号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第6 第3号議案 令和6年度飯島町一般会計補正予算（第6号）

日程第7 第4号議案 令和6年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

日程第8 第5号議案 令和6年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第9 第6号議案 令和6年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第10 第7号議案 令和6年度飯島町水道事業会計補正予算（第3号）

日程第11 第8号議案 令和6年度飯島町下水道事業会計補正予算（第3号）

以上6議案を一括議題といたします。

それでは本6議案について提案理由の説明を求めます。

〔唐澤町長登壇〕

町 長

第3号議案から第8号議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、第3号議案令和6年度一般会計補正予算（第6号）について申し上げます。今回の補正につきましては、国の補正予算による物価高騰対策及び経済対策のほか、人事院勧告に基づく人件費等の補正を行うものでございます。

予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,110万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ64億4,756万2,000円とするものでございます。主な歳出の内容につきましては、低所得世帯支援として住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金におよそ2,470万円、令和6年分所得の確定による定額減税・不足額給付金におよそ860万円、長野県の単独制度として実施する住民税均等割世帯に対する生活困窮者世帯緊急支援事業におよそ620万円を計上するほか、社会福祉施設や医療機関、農業者や町内事業者等に対する物価高騰対策支援を計上いたしました。その他、社会資本整備総合交付金事業の町道南田切線や鳥居原横断線の道路改良工事等におよそ9,700万円、人事院勧告に基づく人件費の増額など必要な経費を計上し、予備費で調整するとともに、特定財源となる国庫支出金や県支出金、町債のほか、普通交付税の追加交付分について歳入予算を増額補正するものでございます。

続きまして、第4号議案令和6年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ55万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億3,749万3,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、人事院勧告の給与改定による人件費の補正を行うものであり、歳入では繰入金55万4,000円、歳出では総務費55万4,000円、保健事業費4万円、それぞれ増額し、差額を予備費で調整するものでございます。

続きまして、第5号議案 令和6年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ71万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億8,738万9,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、人事院勧告の給与改定による人

件費の補正を行うものであり、歳入では繰入金を 71 万 1,000 円、歳出では総務費を 71 万 1,000 円、それぞれ増額するものでございます。

続きまして、第 6 号議案令和 6 年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 84 万 7,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 11 億 4,092 万 4,000 円とするものでございます。今回の補正につきましては、人事院勧告の給与改定による人件費の補正を行うものであり、歳入では国庫支出金を 11 万 4,000 円、県支出金を 5 万 7,000 円、一般会計繰入金を 67 万 6,000 円それぞれ増額し、歳出では総務費を 61 万 8,000 円、地域支援事業費を 29 万 7,000 円それぞれ増額し、差額を予備費で調整するものでございます。

続きまして、第 7 号議案令和 6 年度飯島町水道会計補正予算（第 3 号）について、提案理由の説明申し上げます。今回の補正につきましては、人事院勧告の給与改定による人件費の補正を行うもので、収益的収支の支出に関する補正を行うものでございます。支出につきましては、営業費用総係費を 85 万 1,000 円増額し、支出総額を 2 億 3,408 万 8,000 円とするものでございます。

続きまして、第 8 号議案令和 6 年度飯島町下水道会計補正予算（第 3 号）について提案理由の説明申し上げます。今回の補正につきましては、人事院勧告の給与改定による人件費の補正を行うもので、収益的収支の支出に関する補正を行うものでございます。支出につきましては、営業費用総係費を 81 万 7,000 円増額し、支出総額を 4 億 2,156 万 6,000 円とするものでございます。

その他、細部につきましては、第 3 号議案の一般会計につきましては、担当課長からそれぞれ説明申し上げ、第 4 号議案から 8 号議案の特別会計等につきましては、ご質問により説明を申し上げますので、よろしく御審議のうえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

〔唐澤町長降壇〕

企画政策課長 補足説明

総務課長 補足説明

住民税務課長 補足説明

健康福祉課長 補足説明

産業振興課長 補足説明

建設水道課長 補足説明

地域創造課長 補足説明

教育次長 補足説明

議長 提案理由の説明がありました。これから本 6 議案について一括して質疑を行います。
質疑はありませんか。

7 番

三浦議員 29 ページの、先ほど説明のありました学校給食費の負担軽減なんですけれども、まだまだ今回の補助では物価が高騰していくと思いますので、大変なことになっていくのかなという気がするんですけれども、一過性の助成だけではこれから大変かなと思うんですけど、

	今後の考え方みたいなものがあつたらお願いしたいと思います。
副 町 長	おっしゃるとおり、多分まだ何品目か上がっておりますので、そういうものにつきましては注意をしていきたいというふうに思っております。ただ、これが国の支援がどのくらいあるかっていうのは、ちょっとまだこれからわかりませんので、その状況を見ながら、我々としまして、一般財源を投入するかしないかということもございますので、そこら辺につきましては、その状況を見ながら判断をさせていただきたいというふうに考えております。
議 長	ほかに。
11 番 吉川議員	全協でありましたように、農業資材等物価高騰対策事業でエネルギーの価格高騰対策事業でありますけれども、資料の方にありました7ページにありますように耕作面積につきましては、農家台帳から拾ってくるかと思っておりますけれども、対象人数もそうでありますけれども、この両方ともですね、その単価。細かいことで申しわけないです、この単価ってどういうふうに決めたか教えてください。国から来ているものなのか、そうでなくて、案分して全部単価を決めたのか教えてください。
産業振興課長	この事業につきましては昨年度も実施をさせていただいております。 通常年に比べて、農業資材関係が大体1反歩当たり4,000円から5,000円ほど上がってきております。今回のものについては、1反歩当たり、およそ2,000円を一つの目安としまして、積算また制度を構築しております。
議 長	エネルギーの方は。
産業振興課長	エネルギーにつきましても昨年度実施してきております。 これは通常に比べましてエネルギー関係、およそ2割ほど上昇しております。 それに対しまして今回その一部になりますが、1割分をおおよそ補助していきたいと、そういった内容でございます。
議 長	よろしいですか。
9 番 星野議員	先ほどの給食の関係なんですけれども、やはり国の支援も先がわからないということなんです。お母さんたちに聞きますと、やはり質を落とすようなら幾らかでも負担をしてもいいという意見もありますので、ぜひその点をですね、栄養士さんとも考えていただいて、良い給食を出していただくようお願いしたいと思いますが、いかがでしょう。
副 町 長	我々としまして、そう言っていただけると大変ありがたいんですけども、今回はちょっと緊急的なもので支援をいたしました。それで、来年度以降になりますとですね、やっぱりちょっと値上げのする部分というのが出てくるのかなと思っております。そこら辺、ちょっとどの辺になるかということはまだわかっておりませんので、それも視野に入っていることは確かでございますので、給食の質を落とさないようにきちっとやりたいというふうには考えております。
	よろしく願いいたします。
議 長	ほかに。よろしいですか。

議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから議案ごとに討論・採決を行います。 はじめに第3号議案令和6年度飯島町一般会計補正予算（第6号）について討論を行います。はじめに、原案に反対討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	次に賛成討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第3号議案令和6年度飯島町一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。 お諮りいたします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、第3号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	次に、第4号議案 令和6年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。 はじめに、原案に反対討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	次に、原案に賛成討論はありませんか。討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。 これで討論を終わります。 これから第4号議案 令和6年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について採決いたします。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、第4号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	次に、第5号議案令和6年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。 はじめに、原案に反対討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	次に、原案に賛成討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議	長	次に、原案に賛成討論はありませんか。ありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕 これで討論を終わります。 これから第5号議案令和6年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について採決いたします。 お諮りいたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、第5号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	次に、第6号議案令和6年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。 はじめに原案に反対討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	次に、賛成討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第6号議案令和6年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第3号）について採決いたします。 お諮りいたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、第6号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	次に、第7号議案令和6年度飯島町水道事業会計補正予算（第3号）について討論を行います。 はじめに、原案に反対討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	次に、賛成討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第7号議案令和6年度飯島町水道事業会計補正予算（第3号）について採決いたします。 お諮りいたします。 本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

議 長	次に、第 8 号議案令和 6 年度飯島町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について討論を行います。
	はじめに、原案に反対討論はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	次に、賛成討論はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	これから第 8 号議案令和 6 年度飯島町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について採決いたします。
	お諮りいたします。
	本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議 長	異議なしと認めます。したがって、第 8 号議案は原案のとおり可決されました。
議 長	日程第 12 第 9 号議案 飯島町南田切地区町道南田切線道路改良工事建設工事変更請負契約の締結に係る専決処分の承認を求めることについて
	日程第 13 第 10 号議案 飯島町南田切地区町道南田切線その 2 道路改良工事建設工事変更請負契約に係る専決処分の承認を求めることについて
	を一括議題といたします。
	以上 2 議案を一括議題とし、2 件についての提案説明を求めます。
	〔唐澤町長登壇〕
町 長	第 9 号議案飯島町南田切地区町道南田切線道路改良工事建設工事変更請負契約の締結に係る専決処分の承認を求めることについて、及び第 10 号議案飯島町南田切地区町道南田切線その 2 道路改良工事建設工事変更請負契約に係る専決処分の承認を求めることについて、一括して提案理由の説明を申し上げます。
	第 9 号議案の工事は、令和 5 年 11 月 10 日に契約いたしました郷沢川に架かります橋梁の工事でございます。第 10 号議案その 2 の工事は、令和 6 年 3 月 29 日に契約いたしました。主に橋梁より田切側の道路改良工事になります。南田切線の部分開通を昨年 12 月末までに行うため、それぞれの工事におきまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年 12 月 20 日付で建設工事変更請負契約の締結に係る専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定によりまして、本議会において報告し、承認を求めるものでございます。
	細部につきましては、担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。
	〔唐澤町長降壇〕
建設水道課長	補足説明
議 長	提案理由の説明がありました。これら 2 議案につきまして、一括して質疑を行います。
	質疑はありませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから議案ごとに討論、採決を行います。 はじめに、第9号議案飯島町南田切地区町道南田切線道路改良工事建設工事変更請負契約の締結に係る専決処分の承認を求めることについてを討論いたします。 はじめに、原案に反対討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	次に、原案に賛成討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第9号議案飯島町南田切地区町道南田切線道路改良工事建設工事変更請負契約の締結に係る専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。 お諮りいたします。 本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、第9号議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議	長	次に、第10号議案飯島町南田切地区町道南田切線その2道路改良工事建設工事変更請負契約に係る専決処分の承認を求めることについての討論を行います。 はじめに、原案に反対討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	次に、賛成討論はありませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから第10号議案飯島町南田切地区町道南田切線その2道路改良工事建設工事変更請負契約に係る専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。 お諮りいたします。 本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって、第10号議案は原案のとおり承認することに決定されました。
議	長	以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、町長から議会閉会のご挨拶をいただきます。 〔唐澤町長登壇〕
町	長	議会臨時会の閉会にあたり、ご挨拶を申し上げます。 本日上程いたしました案件につきまして、議員の皆様方の慎重な御審議をいただき、すべての議案を原案どおり議決承認いただきまして、誠にありがとうございました。ご議決

いただきました事業につきましては、遅滞なく対応していく所存でございます。

さて、先週 13 日、宮崎県日向灘を震源とするモーメントマグニチュード 6.9、最大震度 5 弱の地震が発生いたしました。昨年 8 月同様、緊張が走ったわけでございますけれども、今回の南海トラフ臨時情報では、大規模地震の発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まっていると判断、調査終了ということで発表されました。

また、15 日には、政府の地震調査委員会から南海トラフ沿いで 30 年以内にマグニチュード 8 から 9 の地震が起こる確率を、これまで 70～80% を 80% 程度に引き上げたとの発表がございました。この見直しは、毎年の数値の更新に伴うもので、南海トラフの震源地、震源域に特異な現象が見られるわけではないということでございます。

しかしながら、活発な地震活動が継続しておりまして、いつ大地震が発生してもおかしくないという状況には変わりはありません。住民の皆様には、引き続き日ごろから地震の備えを実施していただきたいと思います。

町では、来週 29 日になりますけれども、職員と国県の関係機関、また防災協定を結んでおります協議会・事業所の皆様との防災訓練を計画しております。災害を想定とした連携訓練を実施することで、災害対応に備えてまいる所存でございます。また実地訓練後、天竜川上流河川事務所の所有でございます排水車、照明車、指令車等の特殊車両を役場庁舎前に展示いたします。あわせまして、協定事業所の所有のドローンも展示いただく予定でございます。これらの展示につきましては、多くの住民の皆様にも見ていただければと存じますので、お出かけいただきたいと思います。

さて、ただいま新年度の予算編成を行っております。この急激な物価高、それから人件費の高騰、そして予想されます金利の上昇。こういった状況の中で、かつてない予算編成になっているところであります。今後、こうしたことが常態化していくと思われまますので、さらに厳しい予算編成になっていくものとございます。来月下旬には、新年度予算を中心にご審議をいただきます。3 月定例会も予定されております。

議員各位におかれましては、今後いっそうのご協力をお願い申し上げますとともに、長野県下では、現在、インフルエンザ警報が発出中でございます。健康には十分ご留意いただき、ご活躍を心からお祈り申し上げ、第 1 回議会臨時会の閉会に当たりましてのご挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

〔唐澤町長降壇〕

議 長

以上で令和 7 年第 1 回飯島町議会臨時会を閉会といたします。

大変御苦勞さまでございました。

事務局長

御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼「お疲れさまでした」）

閉 会

午後 2 時 43 分

上記の議事録は事務局長 那須野一郎の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員